

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類  
(令和6年6月14日受付分)

名称

特定非営利活動法人  
夢ノ森伴走者 CUE

縦覧期間

令和6年6月14日(金)から  
令和6年6月28日(金)まで

# 特定非営利活動法人夢ノ森伴走者CUE定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人夢ノ森伴走者CUEという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県姫路市夢前町前之庄30番143号に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、気候変動問題に対する若者世代の環境意識の啓発と、姫路市夢前町を含む兵庫県全域の活性化のために、環境教育や地域課題解決、世代間交流に関する事業を行う。夢前町の里山を舞台に、環境問題、地域課題を体感できるプログラムを提供し、参加者に自然保護活動の価値を知ってもらい、自分なりの活動へとつなげてもらうことのほか、地域住民一体となった森林の保護と交流人口の増加に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動
- (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 絆育む蜜源の森を目指した森林・里山整備事業
- (2) 間伐材などの地域資源や地域食材を有効利用するためのアイデア商品の製作事業
- (3) カメラ等を用いた里山定点観測、配信を通じた里山の魅力啓発事業

- (4) 講演会の開催及び参加による環境啓発事業
- (5) 特別養護老人ホーム光寿園での地域交流拠点型Caféむすびめ運営事業
- (6) マッチングサイトの運営等による地域の困りごと解決を通じた地域循環創出事業
- (7) 森林を舞台に社会に対する不安がある子どもを対象とした個性発掘プログラム開発事業
- (8) 青少年自然体験事業
- (9) 親子を対象としたクラフト等体験教室、活動事業
- (10) 地域活性化に向けた地域振興イベント支援事業

### 第3章 会員

#### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、伴走会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 伴走会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体の呼称。正会員と同義とする
- (2) むすびめ会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人及び団体
- (3) 技術会員 この法人の目的に賛同し、資金面以外で賛助する意思を持つ個人及び団体
- (4) おむすびマンスリーサポーター会員 この法人の目的に賛同し、資金面で定期的な賛助の意思を持つ個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 正会員になるためには、理事会の同意を得なければならない。理事会は、相当な理由がない限り、入会の申し出を拒むことはできない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、理事会において理事の総数3分の2以上の同意により、これを除名することができる。

(1) 法令、定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上12人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において選任し、総会に報告する。監事は、総会において選任する。

2 代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数3分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から90日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。こ

の場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第49条の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること）
  - (4) 議長の選任に関する事項
  - (5) 審議事項
  - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによつて、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもつて構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の報酬
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) 理事の選任又は解任及び報酬
- (7) 会員の除名
- (8) 総会に付議すべき事項
- (9) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(10) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の6分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の3分の2以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその



旨を付記すること)

- (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

(顧問)

第40条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、代表理事が委嘱する。
- 3 顧問は、代表理事の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て別に定める。

## 第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(施行細則)

第54条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	向山 遥温
理 事	碓 虹帆
同	北村 小夜
同	杉浦 元記
同	田中 英太郎
同	長島 史威
同	西尾 茉莉杏
同	松浦 伸之
同	森本 樹
監事	中澤 健太

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和6年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和6年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。  
ただし、会員のうち高校生以下の学生の入会金及び会費は無料とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	500円	500円
② 年会費	0円	0円
(2) 支援会員		
① 入会金	200円	200円
② 年会費	0円	0円
(3) 技術会員		
① 入会金	0円	0円
② 年会費	0円	0円

# 令和6年度事業計画書

特定非営利活動法人夢ノ森伴走者 CUE

## 1. 基本方針

法人設立から1年が経過したことを機に、当法人がこれまで培ってきた様々なネットワークを活用し、特定非営利活動法人だからこそできる各種事業を展開し、実施エリアを広げていきたいと考えています。本年度においては、気候変動問題に対する若者世代の環境意識の啓発、姫路市夢前町を含む兵庫県全域の活性化のため、国連のスローガンでもある「地球規模で考え地域で行動しよう」を実践した、定款記載の下記の事業を行います。

- (1) 絆育む蜜源の森を目指した森林・里山整備事業
- (2) 間伐材などの地域資源や地域食材を有効利用するためのアイデア商品の製作事業
- (3) カメラ等を用いた里山定点観測、配信を通じた里山の魅力啓発事業
- (4) 講演会の開催及び参加による環境啓発事業
- (5) 特別養護老人ホーム光寿園での地域交流拠点型 Café むすびめ運営事業
- (6) マッチングサイトの運営等による地域の困りごと解決を通じた地域循環創出事業
- (7) 森林を舞台に社会に対する不安がある子どもを対象とした個性発掘プログラム開発事業
- (8) 青少年自然体験事業
- (9) 親子を対象としたクラフト等体験教室、活動事業
- (10) 地域活性化に向けた地域振興イベント支援事業

## 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者	支出見込額 (千円)
(1) 絆育む蜜源の森を目指した森林・里山整備事業	近隣小中学校等と連携し、倒木や枝葉の除去、下草刈り、間伐イベント等を行う住民参加型森林・里山整備の実施	通年	姫路市夢前町古知之庄 765 番地周辺の土地所有者と管理協定を結んだ里山	地域住民及び里山の土地所有者	2,056
	絆育む蜜源の森に向けた絆コンテンツの開発	通年	同上	不特定多数	0
(2) 間伐材などの地域資源や地域食	間伐材や倒木、枝葉を利用した商品開発、体験イベント等	通年	同上	地域住民	0

材を有効利用するためのアイデア商品の製作事業	の試験的開催				
(3) カメラ等を用いた里山定点観測、配信を通した里山の魅力啓発事業	里山の様子や整備状況の撮影、定点観測の実施	通年	同上	地域住民及び講演会参加者	200
	定点観測で得られた資料をもとに SNS や配信サイトを活用して里山の魅力を発信	通年	同上	不特定多数	0
(4) 講演会の開催及び参加による環境啓発事業	市内小中学校や市内施設で環境問題を真剣に楽しく伝えるためのイベントや講演会の開催	年 12 回	姫路市内	姫路市民	0
	日本全国で開催される講演会への参加	通年	全国	講演会参加者	0
(5) 特別養護老人ホーム光寿園での地域交流拠点型 Café むすびめ運営事業	特別養護老人ホーム光寿園ロビーにて Café むすびめを運営	毎月 6 回	特別養護老人ホーム光寿園ロビー	施設利用者やその家族、施設職員、地域住民及び Café 来訪者	525
(6) マッチングサイトの運営等による地域の困りごと解決を通した地域循環創出事業	夢前町産の米などを活用した困りごと解決事業の試験的实施	4~12 月	同上	地域住民	50
	困りごとを解決してほしい地域住民と支援者をつなぐマッチングサイトの開設	通年	オンライン上	同上	218
(7) 森林を舞台に社会に対する不安がある子どもを対象とした個性発掘プログラ	親子参加型のソーシャルスキルトレーニングプログラム開発に向けた法人内での検討や各種団体、個人へのヒアリングや企画、試験的運用	通年	オンライン上や打ち合わせ場所、講演会会場	不登校や引きこもりの子どもとその親	11

△開発事業	不登校や引きこもりの子どもとその親をターゲットとしたイベントや発表会等への登壇	通年	オンライン上や打ち合わせ場所、講演会会場	同上	0
(8) 青少年自然体験事業	青少年が自分で考えて行動し、生きる力を育むツアーやキャンプの計画、試験的实施	通年	姫路市夢前町古知之庄 765 番地周辺の土地所有者と管理協定を結んだ里山	イベント参加者	100
(9) 親子を対象としたクラフト等体験教室、活動事業	間伐材等を活用したクラフト等体験教室の計画や試験的实施	通年	同上	体験教室参加者 (小中学生及び親)	33
(10) 地域活性化に向けた地域振興イベント支援事業	夢前ふるさとまつりの企画運営	4~8月	夢前川河川敷	姫路市民	5

### 3. 事業実施体制

#### (1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 2月~3月
- ② 理事会 年1回

## 令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人夢ノ森伴走者 CUE

### 1. 基本方針

特定非営利活動法人夢ノ森伴走者 CUE が 2 年間の活動を通して行ってきた事業を通じて培ってきたさまざまなネットワークを活用し、特定非営利活動法人だからこそできる各種事業を展開し、実施事業の発展を目指します。特に本年度においては、気候変動問題に対する若者世代の環境意識の啓発、姫路市夢前町を含む兵庫県全域の活性化のための各種事業の中から、国連のスローガンでもある「地球規模で考え地域で行動しよう」を実践した以下の社会・地域活動を実施します。

### 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者	支出見込額 (千円)
(1) 絆育む蜜源の森を目指した森林・里山整備事業	下草刈り作業等定期的な森林整備の実施	通年	兵庫県姫路市夢前町古知之庄 765 番地周辺の山主と管理協定を結んだ里山	学生や地域住民	160
	絆育む蜜源の森に向けた絆コンテンツの試験的实施	通年	同上	不特定多数	100
(2) 間伐材などの地域資源を有効利用するためのアイデア商品の製作事業	間伐材や倒木、枝葉を利用した商品開発、体験イベント等企画の試験的实施	通年	同上	地域住民など	0
(3) カメラ等を用いた里山定点観測、配信を通した里山の魅力啓発事業	カメラを用いて 1 日の里山の様子や里山整備をしている様子を撮影、定点観測の実施	通年	同上	講演会参加者や管理協定を結んだ山主を中心とした地域の方々	170
	里山の定点観測で得られた資料をもとに SNS や配信サイトを活用して里山の魅力啓発	通年	同上	不特定多数	30



(4) 特別養護老人ホーム光寿園での地域交流拠点型 cafe むすびめ運営事業	特別養護老人ホーム光寿園ロビーでの Café むすびめ運営	毎月 6 回	夢前町塩田の特別養護老人ホーム光寿園	光寿園利用者様やその家族、職員、夢前町内の方々	525
(5) マatchingサイトの運営等による地域の困りごと解決を通じた地域循環創出事業	Café むすびめを拠点とした困りごと解決イベントの実施	通年	夢前町塩田の特別養護老人ホーム光寿園	夢前町内に住む困りごとを抱える方	170
	困りごとを解決してほしい人とできる人をつなぐマatchingサイトの運営	通年	インターネット上	夢前町内に住む方々を中心とした全国の困りごとを抱える方々	39
	地域ニーズに合った訪問等による地域課題解決	通年	夢前町古知、前之庄地域とその周辺	夢前町内に住む方々を中心とした方々	500
(6) 森林を舞台に社会に対する不安がある子どもを対象とした個性発掘プログラム開発事業	親子参加型のソーシャルスキルトレーニングプログラム開発に向けた法人内での検討や各種団体、個人へのヒアリングや試験的運用	通年	オンライン上や打ち合わせ場所、講演会会場	不登校や引きこもりの子どもとその親	1000
	不登校や引きこもりの子どもとその親をターゲットとしたイベントや発表会等への登壇	通年	オンライン上や打ち合わせ場所、講演会会場	不登校や引きこもりの子どもとその親	0
(7) 青少年自然体験事業	自分で考えて行動し、生きる力を育むツアーやキャンプイベントの実施	通年	兵庫県姫路市夢前町古知之庄 765 番地	学生	100

(8) 親子を対象としたクラフト等体験教室、活動事業	間伐材を活用したクラフト等体験教室のイベント実施	通年	兵庫県姫路市夢前町古知之庄 765 番地周辺の山主と管理協定を結んだ里山	小中学生とその親	30
(9) 地域活性化に向けた地域振興イベント支援事業	夢前町内で毎年開催されている「夢前ふるさとまつり」のサポート	8月 (準備期間を含めると4月～8月)	夢前町前之庄の河川敷	夢前町内在住の方を中心とした姫路市全域に住む方々	5
(10) 講演会の開催及び参加による環境啓発事業	地域や学校を中心に環境問題を真剣に、楽しく伝えるためのイベントや講演会の実施	年 12回	全国	学生や地域住民など	0
	依頼があった場所での講演会の実施	通年	講演会会場等	不特定多数	0

### 3. 事業実施体制

#### (1) 会議に関する事項

- ①通常総会 2月～3月
- ②理事会 年1回

## 令和6年度活動予算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費 (@5,000×1人)	5,000	
おむすびマンズリーサポーター会員受取会費 (@1,000×12ヶ月×30口)	360,000	
むすびめ会員受取会費 (@200×100口)	20,000	
受取会費計		385,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	100,000	100,000
3. 受取助成金等		
地域づくり活動NPO事業助成金	500,000	
新ひょうご・みんなで支え合い基金	173,000	
ひょうご環境保全創造活動支援助成金	200,000	
トム・ソーヤースクール企画コンテスト	100,000	
兵庫県住民参画型森林整備助成金	2,010,000	
		2,983,000
4. 事業収益		
講演会の開催や参加による環境啓発事業収益	10,000	
Cafeむすびめ営業収益	500,000	
間伐材を有効利用するためのアイデア商品の製作事業収益	30,000	
青少年自然体験事業収益	30,000	
親子を対象としたクラフト等体験教室、活動事業事業収益	10,000	
里山整備イベントによる収益	20,000	
夢前ふるさとまつり運営に係る委託収益	200,000	
		800,000
<b>経常収益計</b>		<b>4,268,000</b>
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 絆育む蜜源の森を目指した森林・里山整備事業費		
森林・里山整備事業費(講習受講料・資機材費)	746,411	
看板設置費	10,000	
講習会開催費	9,000	
傷害保険料	30,000	
外部ボランティア謝金	50,000	
危険木伐採委託料	1,210,000	
絆育む蜜源の森を目指した森林・里山整備事業費計		2,055,411
(2) カメラ等を用いた里山定点観測や配信を通じた里山の魅力啓発		
事業費		
カメラ等を用いた里山定点観測や配信を通じた里山の魅力啓発事業に係る備品費	198,000	
カメラ等を用いた里山定点観測や配信を通じた里山の魅力啓発事業に係る消耗品費	2,000	
カメラ等を用いた里山定点観測や配信を通じた里山の魅力啓発事業費計		200,000
(3) Cafeむすびめ運営事業費		
人件費・謝金規程に基づくCafeむすびめ従事者に係る人件費(@1000円×2h×1人×6回×12ヶ月)	144,000	

人件費・謝金規程に基づくCafeむすびめ従事者に係る謝金(@1000円×2人×6回×12ヶ月)	144,000	
Cafeむすびめ消耗品費	50,000	
Cafeむすびめ食材加工・購入費	150,000	
Cafeむすびめアニバーサリーイベント開催に係る人件費	12,000	
Cafeむすびめアニバーサリーイベント開催に係る講師費	10,000	
Cafeむすびめ営業チラシ印刷費	15,000	
Cafeむすびめ運営事業費計		525,000
(4) 夢前町産の米などを活用した困りごと解決事業費		
夢前町産の米などを活用した困りごと解決事業に係る消耗品費	50,000	
夢前町産の米などを活用した困りごと解決事業費計		50,000
(5) Cafeむすびめ困りごと解決事業費		
Cafeむすびめスマホ講座開催に係る講師旅費	50,000	
Cafeむすびめ地域の困りごと解決事業に係る備品購入費	59,620	
Cafeむすびめ地域の困りごと解決事業に係る通信費	39,773	
Cafeむすびめ困りごと掲示板サイト作成に係るWEB製作費	58,000	
Cafeむすびめ困りごと解決事業に係るチラシ印刷費	9,900	
Cafeむすびめ困りごと解決事業費計		217,293
(6) 森林を舞台に社会に対する不安がある子どもを対象とした個性		
発掘プログラム開発事業費		
専門家訪問に係る交通費	10,120	
森林を舞台に社会に対する不安がある子どもを対象とした個性発掘プログラム開発事業費計		10,120
(7) 青少年自然体験事業費		
青少年自然体験事業に係る人件費	20,000	
青少年自然体験事業に係る備品購入費	50,000	
青少年自然体験事業に係る消耗品費	30,000	
青少年自然体験事業費計		100,000
(8) 親子を対象としたクラフト等体験教室、活動事業費		
親子を対象としたクラフト等体験教室、活動に係る備品費	15,000	
親子を対象としたクラフト等体験教室、活動に係る消耗品費	5,000	
親子を対象としたクラフト等体験教室、活動に係る広告費	12,500	
親子を対象としたクラフト等体験教室、活動事業費計		32,500
(9) 地域活性化に向けた地域振興イベント支援事業費		
地域復興行事のサポートに係る交通費	5,000	
地域活性化に向けた地域振興イベント支援事業費計		5,000
(10) 講演会の開催及び参加による環境啓発事業		
会場費		
地域や学校での講演会会場費	0	
講演会の開催及び参加による環境啓発事業費計		0
事業費計		3,195,324
2. 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
役員報酬(代表理事)	100,000	
福利厚生費	45,000	
人件費計		145,000
(2) その他経費		

消耗品費	0		
印刷製本費	0		
通信運搬費	0		
旅費交通費			
若手会員を対象とした有識者との交流に係る交通費	70,000		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	0		
手数料	0		
法人登記内容変更に係る手数料(事業目的)	30,000		
租税公課	0		
その他経費計		100,000	
管理費計		245,000	
経常費用計			3,440,324
経理区分振替額			0
当期正味財産増減額			827,676
前期繰越正味財産額			2,065,889
次期繰越正味財産額			2,893,565

令和7年度活動予算書  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費 (@5,000×1人)	5,000	
おむすびマンズリーサポーター会員受取会費 (@1,000×12ヶ月×40口)	480,000	
むすびめ会員受取会費 (@200×100口)	20,000	
受取会費計		505,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	100,000	100,000
3. 受取助成金等		
地域づくり活動NPO事業助成金	500,000	
新ひょうご・みんなで支え合い基金	173,000	
ひょうご環境保全創造活動支援助成金	200,000	
トム・ソーヤースクール企画コンテスト	100,000	
兵庫県住民参画型森林整備助成金	160,000	
やさしさにありがとうひょうごプロジェクト	500,000	
「発達障害」とともに生きる豊かな地域生活応援助成金	1,000,000	
		2,633,000
4. 事業収益		
講演会の開催や参加による環境啓発事業収益	10,000	
Cafeむすびめ営業収益	500,000	
間伐材を有効利用するためのアイデア商品の製作事業収益	30,000	
青少年自然体験事業収益	30,000	
親子を対象としたクラフト等体験教室、活動事業収益	10,000	
里山整備イベントによる収益	20,000	
夢前ふるさとまつり運営に係る委託収益	200,000	
		800,000
<b>経常収益計</b>		<b>4,038,000</b>
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 絆育む資源の森を目指した森林・里山整備事業費		
森林・里山整備事業費(機械のリース費)	80,000	
傷害保険料	30,000	
外部ボランティア謝金	50,000	
絆育む資源の森を目指した森林・里山整備事業に係る備品購入費	100,000	
絆育む資源の森を目指した森林・里山整備事業費計		260,000
(2) 間伐材などの地域資源を有効利用するためのアイデア商品の製作事業	0	0
(3) カメラ等を用いた里山定点観測や配信を通した里山の魅力啓発事業費		
カメラ等を用いた里山定点観測や配信を通した里山の魅力啓発事業に係る通信費	30,000	
カメラ等を用いた里山定点観測や配信を通した里山の魅力啓発事業に係る消耗品費	168,000	
カメラ等を用いた里山定点観測や配信を通した里山の魅力啓発事業に係る消耗品費	2,000	
カメラ等を用いた里山定点観測や配信を通した里山の魅力啓発事業費計		200,000
(4) Cafeむすびめ運営事業費		
人件費・謝金規程に基づくCafeむすびめ従事者に係る人件費 (@1000円×2h×1人×6回×12ヶ月)	144,000	
人件費・謝金規程に基づくCafeむすびめ従事者に係る謝金 (@1000円×2人×6回×12ヶ月)	144,000	
Cafeむすびめ消耗品費	50,000	
Cafeむすびめ食材加工・購入費	150,000	
Cafeむすびめアニバーサリーイベント開催に係る人件費	12,000	
Cafeむすびめアニバーサリーイベント開催に係る講師費	10,000	
Cafeむすびめ営業チラシ印刷費	15,000	
Cafeむすびめ運営事業費計		525,000
(5) マッチングサイトの運営等による地域の困りごと解決を通した地域循環創出事業		
地域の困りごと解決事業に係る消耗品備品費	200,000	
地域の困りごと解決事業に係る消耗品費	50,000	
地域の困りごと解決事業に係る人件費	150,000	
地域の困りごと解決事業に係る広報費	100,000	
Cafeむすびめスマホ講座開催に係る講師旅費	50,000	
Cafeむすびめ地域の困りごと解決事業に係る消耗備品費	100,000	
Cafeむすびめ地域の困りごと解決事業に係る通信費	39,773	
Cafeむすびめ困りごと掲示板サイト作成に係る運営費	10,000	
Cafeむすびめ困りごと解決事業に係るチラシ印刷費	10,000	
事業費計		709,773
(6) 森林を舞台に社会に対する不安がある子どもを対象とした個性発掘プログラム開発事業費		
森林を舞台に社会に対する不安がある子どもを対象とした個性発掘プログラム開発事業に係る広報費	50,000	
イベント等実施に係る備品費	200,000	
イベント等実施に係る消耗備品費	300,000	
講師謝金	90,000	

消耗品費	150,000		
管理運営維持費	200,000		
専門家訪問に係る交通費	10,000		
森林を舞台に社会に対する不安がある子どもを対象とした 個性発掘プログラム開発事業費計		1,000,000	
(7) 青少年自然体験事業費			
青少年自然体験事業に係る人件費	50,000		
青少年自然体験事業に係る備品購入費	20,000		
青少年自然体験事業に係る消耗品費	30,000		
青少年自然体験事業費計		100,000	
(8) 親子を対象としたクラブ等体験教室、活動事業費			
親子を対象としたクラブ等体験教室、活動に係る備品費	20,000		
親子を対象としたクラブ等体験教室、活動に係る消耗品費	5,000		
親子を対象としたクラブ等体験教室、活動に係る広告費	5,000		
親子を対象としたクラブ等体験教室、活動事業費計		30,000	
(9) 地域活性化に向けた地域振興イベント支援事業費			
地域復興行事のサポートに係る交通費	5,000		
地域活性化に向けた地域振興イベント支援事業費計		5,000	
(10) その他経費			
会場費			
地域や学校での講演会会場費	0		
その他経費計		0	
事業費計		2,829,773	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
役員報酬(代表理事)	200,000		
福利厚生費	45,000		
人件費計		245,000	
(2) その他経費			
消耗品費	0		
印刷製本費	0		
通信運搬費	0		
旅費交通費			
若手会員を対象とした有識者との交流に係る交通費	70,000		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	0		
手数料	0		
租税公課	0		
その他経費計		70,000	
管理費計		315,000	
経常費用計			3,144,773
経理区分振替額			0
当期正味財産増減額			893,227
前期繰越正味財産額			2,893,565
次期繰越正味財産額			3,786,792